

様式第3号(別添様式1-2)(第2面)

記入上の注意

この支給申請書は、次の点に注意して記入してください。

- 1 【番号】欄については、別添様式1-1(第1面)に記載した対象労働者ごとに番号を付け、当該対象労働者の詳細を記入してください。また、対象労働者の年齢については、転換日または直接雇用日における年齢を記入してください。
2 用紙が不足する場合は、様式第3号(別添様式1-2)(継紙)に記入し、本誌に添付してください。
3 ②欄は、転換日または直接雇用日時点における年齢を記載してください。
4 ④欄は、今回の転換または直接雇用の状況について、該当する番号に○を付すとともに、該当する属性がある場合はア～ウのうち該当するものに○を付けてください。

ア 母子家庭等の母等または父子家庭の父

- 一 母子および父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子もしくは次に定める障害がある状態にある子または同項第5号の精神もしくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)を扶養しているものであること。

- イ 両目の視力(万国式視力表によって、測ったものをいい、屈折異常があるものについては、矯正視力について測ったものをいいます。)の和が0.08以下のもの
ロ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
ハ 平衡機能に著しい障害を有するもの
ニ そしやく機能を欠くもの
ホ 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
ヘ 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
ベト 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
テ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
リ 一上肢のすべての指を欠くもの
ヌ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
ル 両下肢のすべての指を欠くもの
ヲ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
ワ 一上肢を定関節以上で欠くもの
カ 体幹の機能にその程度以上のとができない程度の障害を有するもの
コ 前各項目に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各項目と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
ク 精神の障害であって、前項目と同程度以上と認められる程度のもの
ケ 心身の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各項目と同程度以上と認められる程度のもの

または、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であること。

イ 若者雇用促進法に基づく認定事業主における35歳未満

- 一 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の認定を受けた事業主に雇用された35歳未満のものであること。

ウ 派遣労働者の直接雇用

- 一 労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「派遣法」といいます。)第2条に規定する派遣労働者を、派遣先事業所において直接雇用したもの

- 5 ⑥欄は、正規雇用労働者等への転換または直接雇用日を記載してください。
6 ⑦欄は、転換または直接雇用後6か月分の賃金を支給した日を記載してください。ただし、就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給された日を、6か月分の賃金を支給した日とみなします。(時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含みます。)

- 7 ⑨欄は、転換または直接雇用日より前に、有期契約労働者であった期間が3年以下であるかどうか該当する方に○をしてください。例えば、平成31年5月1日の転換で、平成28年4月1日～平成31年4月30日までが有期契約労働者であった場合、「3年超」となるため、本助成金の対象労働者とはなりません。なお、有期契約労働者であった期間のうち、昼間学生であった期間が含まれる場合はその期間分を除いて、3年以下かどうかご確認ください。
8 ⑩欄には、転換前後の賃金およびそこから算出される賃金上昇率を記載してください。なお、所定労働時間や支給形態等に変更があり、1時間当たりの賃金で比較する場合は、()には算出した1時間当たりの賃金額を記載してください。

- 9 ⑫欄は、過去3年以内の当事業主または密接な関係の事業主における状況について、該当欄に○を付けてください。なお、「密接な関係の事業主」とは、組織的・経済的・組織的関連性から判断することとし、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社等を指します。

【参考】財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(抄)

- 第八条 この規則において「一年以内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。
2 この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社の事業目的のための営業活動において、経常的にまたは短期間に循環して発生する取引をいう。
3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社および子会社または子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等もその親会社の会社とみなす。
4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等もしくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。
一 他の会社等(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等
二 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること
ロ 役員(法第二十一条第一項第一号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する役員をいう。以下同じ。)もしくは使用者である者、またはこれらであつた者で自己が他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
ハ 他の会社等の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半数について融資(債務の保証および担保の提供を含む。以下この号および第六項第二号ロにおいて同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半数となる場合を含む。)

- 5 この規則において「関連会社」とは、会社等および当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。
6 ～7 略)
8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社および関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等(第十七項第四号において「その他の関係会社」という。)をいう。
9 ～6 3 略)

- 10 ⑮欄は、当事業主または密接な関係の事業主(⑫欄という「密接な関係の事業主」と同じ)において、過去に定年を迎えたかどうかについて、該当する方に○を付けてください(過去に一度定年を迎え、その後、同一の事業主の下で定期契約労働者になり、正規雇用労働者に転換した場合は、本助成金の対象とはなりません。)

- 11 ⑯欄は、正規雇用労働者等に転換した後、基本給や諸手当が低下している場合は本助成金の対象にはなりません。なお、低下した理由が転勤に伴う地域手当の支給額の変更や家族が扶養から外れたりした場合の家族手当の支給額の変更など合理的な理由による低下は除きます。
12 ⑰欄は、転換等前に雇用されていた期間について、昼間学生であった期間があるかどうか。ある場合はその期間について記入してください。
13 ⑱欄は、対象労働者が、平成29年度以前に提出された「訓練計画届」に基づき実施された訓練を経て、正社員転換等をしたか否かについて記入してください。
14 事業主確認欄は、記載の内容について誤りがないことを確認し、事業主名の記名・押印をしてください。なお、社会保険労務士等による代理人等の場合は、当該代理人等についても記名・押印をしてください。
15 本人確認欄は、記載の内容について誤りがないことを確認し、対象労働者本人による署名・捺印をしてください。
16 本書類の内容に虚偽記載が発覚した場合は、助成金の支給が取り消されることとなるため、内容の誤り等がないようにご注意ください。